

福岡県公報

平成二十二年四月七日
第三千九十五号
増刊
①

目次

規則(第二十二号)

福岡県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

(障害者福祉課) …………… 一

規則

福岡県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年四月七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十二号

福岡県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

福岡県障害者自立支援福祉法施行細則(平成十九年福岡県規則第四十九号)の一部を

次のように改正する。

様式目次中「別紙十二 小規模事業夜間支援体制加算届出書 第二条」を、「別

紙十二 削除」に改める。

様式第一号別紙一を次のように改める。

別紙1 その1

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分	その他該当する体制等					適用開始日	
				地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地		5丙地
各サービス共通				地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地	5丙地	
居宅介護				特定事業所	1 なし	2	3	4		
重度訪問介護				特定事業所	1 なし	2	3	4		
行動援護				特定事業所	1 なし	2	3	4		
療養介護	1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上	1 型 2 型 3 型 4 型 5 型		職員欠如	1	なし	2	あり		
				定員超過	1	なし	2	あり		
				福祉専門職員配置等	1	なし	2	あり		
				事業運営安定化事業	1	なし	2	あり		
				保障単位数	()					
				移行時運営安定化事業	1	なし	2	あり		
				保障単位数	()					
				食事提供体制	1	なし	2	あり		
				視覚・聴覚等支援体制	1	なし	2	あり		
				福祉専門職員配置等	1	なし	2	あり		
生活介護	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下	1 型(1.7:1) 2 型(2:1) 3 型(2.5:1) 4 型(3:1) 5 型(3.5:1) 6 型(4:1) 7 型(4.5:1) 8 型(5:1) 9 型(5.5:1) 10 型(6:1)		リハビリテーション加算	1	なし	2	あり		
				職員欠如	1	なし	2	あり		
				定員超過	1	なし	2	あり		
				事業運営安定化事業	1	なし	2	あり		
				保障単位数	()					
				移行時運営安定化事業	1	なし	2	あり		
				保障単位数	()					
				施設区分	1 児童デイサービス 2 児童デイサービス					
				送迎体制	1	なし	2	あり		
				福祉専門職員配置等	1	なし	2	あり		
児童デイサービス	1 10人以下 2 11人以上20人以下 3 21人以上			指導員加配加算	1	なし	2	あり		
				職員欠如	1	なし	2	あり		
				定員超過	1	なし	2	あり		
短期入所				施設区分	1 福祉型	2 医療型				
				食事提供体制	1	なし	2	あり		
				単独型加算	1	なし	2	あり		
				栄養士配置	1 なし	2 その他栄養士	3 常勤栄養士	4 常勤管理栄養士		
				職員欠如	1	なし	2	あり		
				定員超過	1	なし	2	あり		
共同生活介護				夜間支援体制	1	なし	2	あり(対象利用者数 人)		
				福祉専門職員配置等	1	なし	2	あり		
				地域生活移行個別支援	1	なし	2	あり		
				重度障害者支援体制	1	なし	2	あり		
				自立生活支援体制	1	なし	2	あり		
				経過的給付	1	なし	2	あり		
				大規模住居	1	なし	2 定員8人以上	3 定員21人以上		
				職員欠如	1	なし	2	あり		
				事業運営安定化事業	1	なし	2	あり		
				保障単位数	()					
施設入所支援	1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上			栄養士配置	1 なし	2 その他栄養士	3 常勤栄養士	4 常勤管理栄養士		
				夜間看護体制	1	なし	2	あり		
				小規模定員加算対象(注4)	1	なし	2	あり		
				地域生活移行個別支援	1	なし	2	あり		
				重度障害者支援体制	1	なし	2	あり		
				重度障害者支援体制	1	なし	2	あり		
				職員欠如	1	なし	2	あり		
				夜勤職員配置体制	1	なし	2	あり		
				定員超過	1	なし	2	あり		
				事業運営安定化事業	1	なし	2	あり		
保障単位数	()									
移行時運営安定化事業	1	なし	2	あり						
保障単位数	()									

別紙1 その2

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分	その他該当する体制等					適用開始日	
各サービス共通				地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地	5丙地	
自立訓練	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下			施設区分	1 機能訓練	2 生活訓練	3 生活訓練(宿泊型)			
				食事提供体制	1 なし	2 あり				
				定員超過	1 なし	2 あり				
				訪問訓練	1 なし	2 あり				
				視覚・聴覚等支援体制	1 なし	2 あり				
				福祉専門職員配置等	1 なし	2 あり				
				リハビリテーション加算	1 なし	3 あり				
				地域生活移行個別支援	1 なし	2 あり				
				通勤者生活支援	1 なし	2 あり				
				地域移行支援体制強化	1 なし	2 あり				
				視覚障害機能訓練専門職員配置	1 なし	2 あり				
				短期滞在	1 なし	2 宿直体制	3 夜勤体制			
				精神障害者退院支援施設	1 なし	2 宿直体制	3 夜勤体制			
				職員欠如	1 なし	2 あり				
				標準期間超過	1 なし	2 あり				
				事業運営安定化事業	1 なし	2 あり				
				保障単位数	()	単位				
				移行時運営安定化事業	1 なし	2 あり				
保障単位数	()	単位								
就労移行支援	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下			施設区分	1 一般型	2 資格取得型				
				食事提供体制	1 なし	2 あり				
				定員超過	1 なし	2 あり				
				福祉専門職員配置等	1 なし	2 あり				
				就労移行支援体制	1 なし 2 定着率が5分以上1割5分未満 3 定着率が1割5分以上2割5分未満 4 定着率が2割5分以上3割5分未満 5 定着率が3割5分以上4割5分未満 6 定着率が4割5分以上					
				就労支援関係研修修了	1 なし	2 あり				
				視覚・聴覚等支援体制	1 なし	2 あり				
				精神障害者退院支援施設	1 なし	2 宿直体制	3 夜勤体制			
				職員欠如	1 なし	2 あり				
				標準期間超過	1 なし	2 あり				
				事業運営安定化事業	1 なし	2 あり				
				保障単位数	()	単位				
				移行時運営安定化事業	1 なし	2 あり				
保障単位数	()	単位								
就労継続支援	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下		1 型(7.5:1) 2 型(10:1)	施設区分	1 A型	2 B型				
				食事提供体制	1 なし	2 あり				
				定員超過	1 なし	2 あり				
				就労移行支援体制	1 なし	2 あり				
				目標工資達成	1 なし	2 型	3 型			
				視覚・聴覚等支援体制	1 なし	2 あり				
				福祉専門職員配置等	1 なし	2 あり				
				目標工資達成指導員配置	1 なし	2 あり				
				重度者支援体制	1 なし	2 あり				
				職員欠如	1 なし	2 あり				
				就労継続A型利用者負担減免	1 なし	2 減額()円	3 免除			
				事業運営安定化事業	1 なし	2 あり				
保障単位数	()	単位								
移行時運営安定化事業	1 なし	2 あり								
保障単位数	()	単位								
共同生活援助			1 型(6:1) 2 型(10:1) 3 型(4:1) 4 型(5:1)	夜間防災体制	1 なし	2 あり(対象利用者数 人)				
				自立生活支援	1 なし	2 あり				
				経過的居宅介護利用型	1 非該当	2 該当				
				福祉専門職員配置等	1 なし	2 あり				
				地域生活移行個別支援	1 なし	2 あり				
				大規模住居	1 なし	2 定員8人以上	3 定員21人以上			
				職員欠如	1 なし	2 あり				
				事業運営安定化事業	1 なし	2 あり				
				保障単位数	()	単位				
				移行時運営安定化事業	1 なし	2 あり				
保障単位数	()	単位								
相談支援事業				特定事業所	1 なし	2 あり				

注 網掛けは変更・追加された項目です。

注1 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を記載してください。

注2 「地域区分」欄には、特別区、特甲地、甲地、乙地、丙地のいずれか該当する区分を記載してください。

注3 「福祉専門職員配置等」欄について、福祉専門職員配置等加算()又は()の要件を満たす事業所は「2あり」を設定する

注4 「小規模定員加算対象」欄については施設入所において加算として算定しないので、当該項目は「1なし」を必ず設定する。

別紙1 その3

介護給付費（旧法施設支援）の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	その他該当する体制等					適用開始日				
			地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地		5丙地			
各サービス共通			地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地	5丙地				
旧身体障害者更生施設支援（入所）		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上90人以下 4 91人以上	栄養士配置（注4）	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士								
			視覚・聴覚言語障害者支援体制	1 なし 2 あり								
			福祉専門職員配置等（注5）	1 なし 2 あり								
			リハビリテーション加算	1 なし 2 あり								
			定員超過	1 なし 2 あり								
			常勤医師配置	1 なし 2 あり								
			重度重複障害者加算	1 なし 2 あり								
			事業運営安定化事業	1 なし 2 あり								
			保障単位数	() 単位								
旧身体障害者更生施設支援（通所）			食事提供体制	1 なし 2 あり								
			福祉専門職員配置等（注5）	1 なし 2 あり								
			リハビリテーション加算	1 なし 2 あり								
			定員超過	1 なし 2 あり								
			重度重複障害者加算	1 なし 2 あり								
			事業運営安定化事業	1 なし 2 あり								
			保障単位数	() 単位								
			旧身体障害者療護施設支援（入所）		1 10人 2 11人以上20人以下 3 30人以上40人以下 4 41人以上60人以下 5 61人以上90人以下 6 91人以上	栄養士配置（注4）	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士					
						福祉専門職員配置等（注5）	1 なし 2 あり					
リハビリテーション加算	1 なし 2 あり											
定員超過	1 なし 2 あり											
常勤医師配置	1 なし 2 あり											
看護師加算	1 なし 2 あり											
神経内科医配置	1 なし 2 あり											
重度重複障害者加算	1 なし 2 あり											
事業運営安定化事業	1 なし 2 あり											
保障単位数	() 単位											
旧身体障害者療護施設支援（通所）		1 4人 2 5人以上10人以下 3 11人以上20人以下	食事提供体制	1 なし 2 あり								
			福祉専門職員配置等（注5）	1 なし 2 あり								
			リハビリテーション加算	1 なし 2 あり								
			定員超過	1 なし 2 あり								
			重度重複障害者加算	1 なし 2 あり								
			事業運営安定化事業	1 なし 2 あり								
			保障単位数	() 単位								
			旧身体障害者授産施設支援（入所）		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上90人以下 4 91人以上	栄養士配置（注4）	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士					
						視覚・聴覚言語障害者支援体制	1 なし 2 あり					
福祉専門職員配置等（注5）	1 なし 2 あり											
定員超過	1 なし 2 あり											
重度重複障害者加算	1 なし 2 あり											
事業運営安定化事業	1 なし 2 あり											
保障単位数	() 単位											
旧身体障害者授産施設支援（通所）		1 20人 2 21人以上40人以下 3 41人以上60人以下 4 61人以上				食事提供体制	1 なし 2 あり					
						福祉専門職員配置等（注5）	1 なし 2 あり					
			定員超過	1 なし 2 あり								
			重度重複障害者加算	1 なし 2 あり								
			事業運営安定化事業	1 なし 2 あり								
			保障単位数	() 単位								

別紙1 その4

提供サービス	定員数	定員規模	その他該当する体制等					適用開始日	
			地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地		5丙地
各サービス共通			地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地	5丙地	
旧知的障害者更生施設支援（入所）	1 10人 2 11人以上20人以下 3 30人以上40人以下 4 41人以上60人以下 5 61人以上90人以下 6 91人以上		栄養士配置（注4）	1なし	2その他栄養士	3常勤栄養士	4常勤管理栄養士		
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし	2あり				
			強度行動障害者特別支援加算	1なし	2あり				
			自活訓練加算（ ）	1なし	2あり				
			自活訓練加算（ ）	1なし	2あり				
			定員超過	1なし	2あり				
			重度重複障害者加算	1なし	2あり				
			事業運営安定化事業	1なし	2あり				
			保障単位数	（ ）単位					
			旧知的障害者更生施設支援（通所）	1 20人 2 21人以上40人以下 3 41人以上60人以下 4 61人以上		栄養管理体制	1なし	2その他栄養士	3常勤栄養士
食事提供体制	1なし	2あり							
福祉専門職員配置等（注5）	1なし	2あり							
定員超過	1なし	2あり							
重度重複障害者加算	1なし	2あり							
事業運営安定化事業	1なし	2あり							
保障単位数	（ ）単位								
旧知的障害者授産施設支援（入所）	1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上90人以下 4 91人以上		栄養士配置（注4）	1なし	2その他栄養士	3常勤栄養士	4常勤管理栄養士		
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし	2あり				
			自活訓練加算（ ）	1なし	2あり				
			自活訓練加算（ ）	1なし	2あり				
			定員超過	1なし	2あり				
			重度重複障害者加算	1なし	2あり				
			事業運営安定化事業	1なし	2あり				
			保障単位数	（ ）単位					
旧知的障害者授産施設支援（通所）	1 20人 2 21人以上40人以下 3 41人以上60人以下 4 61人以上		栄養管理体制	1なし	2その他栄養士	3常勤栄養士	4常勤管理栄養士		
			食事提供体制	1なし	2あり				
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし	2あり				
			定員超過	1なし	2あり				
			重度重複障害者加算	1なし	2あり				
			事業運営安定化事業	1なし	2あり				
			保障単位数	（ ）単位					
旧知的障害者通勤寮支援			食事提供体制	1なし	2あり				
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし	2あり				
			定員超過	1なし	2あり				
			事業運営安定化事業	1なし	2あり				
			保障単位数	（ ）単位					

注 網掛けは変更・追加された項目です。

注1 「地域区分」欄には、特別区、特甲地、甲地、乙地、丙地のいずれか該当する区分を記載してください。

注2 「事業運営安定化事業」欄が「2 あり」の場合は、市町村への給付費請求時に添付した「事業運営安定化事業に係る利用実績記録票」（算定シート又は、直近のもの）の写しを添付すること。

注3 「保障単位数」欄には、事業運営安定化事業の算定シート（旧法施設相互利用あり）に該当する場合について、当該算定シートの「当該施設の助成算定基準単位数」（欄）の値を記入すること。算定シート（旧法施設相互利用なし）に該当する場合は記入不要

注4 栄養士配置は旧法施設において加算として算定しないので、当該項目は原則「1なし」を設定する。ただし、療養食加算の要件を満たす事業所においては、当該項目を「2～4」で設定する。

注5 福祉専門職員配置等加算は旧法施設において加算として算定しないので、当該項目は「1なし」を必ず設定する。

様式第一号別紙十二を次のように改める。

別紙12 削除

様式第十号中

(1) 肢体不自由 () (2) 視覚障害 () (3) 聴覚・平衡機能障害 ()

(4) 音声・言語・しゃく機能障害 () (5) 心臓機能障害 () (6) 腎臓機能障害

能障害 ()

(7) 小腸機能障害 () (8) その他内臓障害 () (9) 免疫機能障害

を

(1) 肢体不自由 () (2) 視覚障害 () (3) 聴覚・平衡機能障害 ()

(4) 音声・言語・しゃく機能障害 () (5) 心臓機能障害 () (6) 腎臓機能障害

(7) 小腸機能障害 () (8) その他内臓障害 () (9) 免疫機能障害 (10) 肝臓機能障害

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。